

エール事業見直し（案）全体

資料 1-2

| コース | スタートアップコース | 新コース（案） | 協働コース |
|-------------|---|--|--|
| 目的 | ・地域の担い手の発掘・育成 (できることをやってみよう！という思いを行動に移すための後押し) | 地域の課題を解決しようとする団体の自立・成長を支援する。 | ・地域・社会課題の解決、市民サービスの向上 |
| | ・市民活動団体等が自立的・安定的な活動をしていくための支援 (事業実施・事業実施能力の向上、補助金等の申請の経験を積む) | 市の補助金を獲得する過程や、補助金を活用した事業の実施等の実績から、団体自身が自立・成長し、さらには市民ニーズの充足・地域の課題解決につなげていくこと | ・市民活動団体の柔軟な発想による提案の促進 |
| | ・市民活動への参加促進 (地域の課題をジブンゴトとしてとらえ、まちづくりの担い手となり行動する人を増やす) | ・「市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため」(第4次基本計画)。 ・「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざす」(第3次鎌倉市総合計画基本構想基本理念)。 →市民自治の推進 | 団体：自らの社会的使命の効果的な実現、その組織の財政的基盤や活動能力の向上、団体への社会的評価の向上 行政：行政サービスの最適化・効率化、行政サービスのスリム化、職員意識の改革、情報の共有 市民：ニーズの満足度の向上、行政活動への参加による自己実現 |
| 対象事業 | 設立から間もない市民活動を行う団体（以下「市民活動団体等」という。）が実施する事業で、次の要件を満たすものを対象とする。 | 市民活動団体等が自主的な運営のもと行う社会課題の解決に資する事業で、次の要件を満たすものを対象とする | 市民活動団体等が市に対し提案し、実施する事業で、次の要件を満たす事業を対象とする。 |
| | 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、地域や社会の課題の解決に寄与するもので、 <u>公益性があるもの</u> 。 | | 市内で実施される事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与するもので、 <u>公益性があるもの</u> 。 |
| | 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業であること。 | 活動地域の住民が新たな活動のメンバーとなることができ、地域内の相互協力による活動や連帯を促進させる性質を有した事業であること（＝市民自治の推進につながるか）(第2回議事、+「第4期基本計画」)。 | 団体の活動実績や経験・新しい視点に基づいた創意工夫に富む先駆的な内容であること。 |
| | 地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業であること。 | 将来に向けて具体的な目的や目標があり、かつ、この事業における目的や目標も明確であること（藤沢市参考）。 | 事業を実施する手法、役割分担及び計画のそれぞれに具体的かつ明確な根拠があり、実現性が高いと期待できること。 |
| | 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するものであること。 | 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら計画を立案したもので、具体的な実施手法が明確かつ実現可能なものであること。 | 課題解決に取り組む重要性及び緊急性が高く、その解決が広く求められている事業であること。 |
| 対象とならない事業 | 営利を目的としたもの、特定の個人や団体が利益を受けるもの、宗教・政治・選挙活動に関するもの、公序良俗に反するもの | | |
| | 既に、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの。 | 事業実施年度に、国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受ける予定のあるもの。 | |
| 対象団体 | 構成員に3人以上の市民を有すること（在住・在勤・在学含む） | 市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体であること。 | |
| | 申請の時点において設立後3年以下であること | 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民（在住・在勤・在学含む）を有すること。 | |
| | 規約等に基づき運営されていること（又は事業実施までの間に規約等を作成） | 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。 | |
| | | | 1年以上継続した活動を行っていること。 |
| | 鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は提案時に利用登録を行う、 <u>非営利組織</u> であること。 | | |
| | | <u>★過去に採択された回数が●回以下の団体であること。</u> | <u>★これまで、つながる鎌倉エール事業協働コースに採択されていない団体であること。</u> |
| 財源 | 一般財源 | かまくらエール基金（市民活動推進基金） | 一般財源 |
| 上限額・(1件あたり) | 10万円 | 30万円 | 50万円 |
| 総額上限 | 50万円 | 100万円 | 150万円 |
| 複数回申請 | 最大3回（設立3年以下） | ★ | ★ |
| 実施期間 | 申請年度8月（交付決定後）～翌年3月 | 申請年度の翌年度1年間 | 申請年度の翌年度3年間 |
| 対象経費 | 提案事業の実施に直接必要なもの ※会場使用料・賃借料・賃金も含む。事業に直接要する経費であることが積算が可能なもの | | |
| 対象とならない経費 | 団体の事務所賃借料（事業の為にだけに借りた場合は除く）など当該事業に直接要する経費でないもの、積算ができないもの | | |
| NPOセンターの役割 | ・各種書類、規約作成支援、対象団体・事業であるかの確認 | | ・各種書類作成支援、対象団体・事業であるかの確認 |
| | ・実施後の団体へのヒアリング及び困りごとサポート（指定管理業務懇話会等を活用） | | ・団体側の相談窓口 |
| 市の役割 | | ・必要に応じて実施団体へのフォロー（先輩団体とつなぐなど） | |
| | ・事業実施にあたり市の許可等が必要な場合のアドバイス、手続きフォロー ・事業結果や実施後の団体の活動をホームページ等に掲載するなど活動の周知 | | ・事業実施に向けた担当課との調整、行政側の相談窓口 ・翌年度以降の事業継続に向けたサポート（担当課フォロー） ・NPOセンターと連携し、団体と担当課の協議のサポート |

(参考) 現行のエール事業

| コース | スタートアップコース | 新コース(案) | 協働コース |
|-------------|---|--|--|
| 目的 | ・地域の担い手の発掘・育成 (できることをやってみよう!という思いを行動に移すための後押し) | | ・地域・社会課題の解決、市民サービスの向上 |
| | ・市民活動団体等が自立的・安定的な活動をしていくための支援 (事業実施・事業実施能力の向上、補助金等の申請の経験を積む) | | ・市民活動団体の柔軟な発想による提案の促進 |
| | ・市民活動への参加促進 (地域の課題をジブンゴトとしてとらえ、まちづくりの担い手となり行動する人を増やす) | | 団体：自らの社会的使命の効果的な実現、その組織の財政的基盤や活動能力の向上、団体への社会的評価の向上 行政：行政サービスの最適化・効率化、行政サービスのスリム化、職員意識の改革、情報の共有 市民：ニーズの満足度の向上、行政活動への参加による自己実現 |
| 対象事業 | ・市内で実施される事業(新たな施設整備事業を除く。)であり、地域や社会の課題の解決に寄与する事業 | | ・市内で実施される事業(新たな施設整備事業を除く。)であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与する事業 |
| | ・団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業 | | ・市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できる事業 |
| | ・地域のニーズを捉えて団体が自発的に取り組む事業 | | ・市民活動団体等と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できる事業 |
| | ・予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施する事業 | | ・先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体等の特性を活かし、新たな視点から実施する事業 ・予算の見積り等が適正であり、市民活動団体等が自ら実施するもの |
| 対象とならない事業 | 営利を目的としたもの、特定の個人や団体が利益を受けるもの、宗教・政治・選挙活動に関するもの、国・地方公共団体から助成を受けているもの並びに公序良俗に反するもの | | 営利を目的としたもの、特定の個人や団体が利益を受けるもの、宗教・政治・選挙活動に関するもの、国・地方公共団体から助成を受けているもの並びに公序良俗に反するもの |
| 対象団体 | ・市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有する団体 | | ・市内に事務所を置いている特定非営利活動法人 |
| | ・構成員に3人以上の市民を有すること(在住・在勤・在学含む) | | |
| | ・申請の時点において設立後3年以下であること | | ・市民活動センターに登録しており、市内に活動拠点又は連絡場所があり、公益性及び公開性を有し、次のいずれにも該当する団体。 ○代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいる ○1年以上継続した活動を行っている ○会則、規則等に基づき運営され、予算、決算を適正に行っている |
| | ・規約等に基づき運営されていること(又は事業実施までの間に規約等を作成) ・鎌倉市市民活動センターに利用登録を行っている又は申請時に利用登録を行うこと | | |
| 財源 | 一般財源 | | 一般財源 |
| 上限額・(1件あたり) | 10万円 | | 50万円 |
| 総額上限 | 50万円 | | 150万円 |
| 複数回申請 | 可(回数制限?) | | 原則不可 |
| 実施期間 | 申請年度8月(交付決定後)～翌年3月 | | 申請年度の翌年度1年間 |
| 対象経費 | 提案事業の実施に直接必要なもの ※会場使用料・賃借料・賃金も含む。事業に直接要する経費であることが積算が可能なもの | | 提案事業の実施に直接必要なもの ※会場使用料・賃借料・賃金も含む。事業に直接要する経費であることが積算が可能なもの |
| 対象とならない経費 | 団体の事務所賃借料(事業の為にだけに借りた場合は除く)など当該事業に直接要する経費でないもの、積算ができないもの | | 団体の事務所賃借料(事業の為にだけに借りた場合は除く)など当該事業に直接要する経費でないもの、積算ができないもの |
| NPOセンターの役割 | ・各種書類、規約作成支援 | | ・各種書類作成支援 |
| | ・中間ヒアリングによる団体へのフォロー(先輩団体とつなぐなど) ・実施後の団体へのヒアリング及び困りごとサポート(指定管理業務懇話会等を活用) | | ・必要に応じて実施団体へのフォロー(先輩団体とつなぐなど) |
| 市の役割 | ・事業実施にあたり市の許可等が必要な場合のアドバイス、手続きフォロー | ・団体側の相談窓口 | |
| | ・事業結果や実施後の団体の活動をホームページ等に掲載するなど活動の周知 | ・事業実施に向けた担当課との調整、行政側の相談窓口 ・翌年度以降の事業継続に向けたサポート(担当課フォロー) ・NPOセンターと連携し、団体と担当課の協議のサポート | |